平成２２年（フ）第４１号
長崎県大村市植松３丁目806番地１　県営植松団地４棟402号
債務者　園田　政義
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
長崎県大村市植松３丁目806番地１　県営植松団地４棟402号
債務者　園田恵利子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
長崎県大村市徳泉川内町739番地１、前住所東京都町田市金井３丁目38番地12　ガーデン市川Ｅ－２
債務者　今村　勝美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
長崎県諫早市白浜町566番地イ、前住所福岡県古賀市小竹974番地５
債務者　杉野　勝規
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
長崎県大村市杭出津３丁目360番地３、前住所和歌山市黒田51番地　ひらたパークハイツ507号
債務者　横田　聖徳
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
長崎県諫早市小長井町新田原78番地
債務者　西村　順子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
長崎県諫早市仲沖町20番１号　フレグランス仲沖Ａ棟101号、前住所長崎県諫早市仲沖町２番31号
債務者　釜脇由紀子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
長崎県大村市木場２丁目776番地１
債務者　山﨑　弥生
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
長崎県大村市松並１丁目157番地２　松並第１アパートＥ棟406号
債務者　佐藤サツキ
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘４棟510号
債務者　山口　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６００号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘４棟510号
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７００号
名古屋市中村区稲葉地町６丁目８番地の１宝稲葉地ハイツ1406号
債務者　腰塚　　実
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０１号
名古屋市西区清里町69番地の87　市営比良荘西３棟601号
債務者　片山　和幸
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０２号
名古屋市西区清里町69番地の87　市営比良荘西３棟601号
債務者　片山　真美（旧姓武野）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９号
北海道古平郡古平町大字入船町108番地
債務者　鈴木　勇一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４４９号
仙台市青葉区八幡１丁目１番21―203号
債務者　小林　修子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
福島市蓬莱町４丁目12番21―44号
債務者　吉村　大亮
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで福島地方裁判所